

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和4年4月26日決裁分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100899号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200001号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年6月10日
② 平成15年12月10日
③ 平成16年6月10日
④ 平成16年12月10日
⑤ 平成17年6月10日
⑥ 平成17年12月10日

年金事務所に年金記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、海外に赴任していた請求期間①から⑥までの各期間に係る賞与の記録がないことが判明した。

しかし、請求期間①から⑥までの各期間に賞与の支払を受け、当該各賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、請求期間①から⑥までの各期間の賞与の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

金融機関から提出された請求者に係る預金元帳を見ると、請求期間④及び⑤の同日並びに請求期間⑥の前日(平成17年12月9日)の各日に係る取引欄には、賞与の文字及び入金額が記されている。

一方、A社は、請求期間①から⑥までの各期間当時、海外勤務者については、海外勤務手当を支給していたが、賞与は支給しておらず、当該海外勤務手当から厚生年金保険料は控除していなかった旨回答している。

また、赴任地は請求者と異なるものの、海外に赴任していた旨回答したA社の元従業員から提出された請求期間①、②及び③に係る「賞与/海外勤務手当明細書」を見ると、海外勤務手当の支給は確認できるものの、国内賞与額及び厚生年金保険料欄は空欄となっており、厚生年金保険料の控除は確認できない。

さらに、B健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳記号番号照会(写)を見ると、賞与支払履歴欄に、請求期間①から⑥までの各期間に係る賞与支払記録は見当たらない。

加えて、A社は、請求期間①から⑥までの各期間に係る賃金台帳を保管しておらず、請求者は、請求期間①から⑥までの各期間に係る賞与明細書を所持していないため、当該各期間に係る厚生年金保険料の控除を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①から⑥までの各期間における賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から⑥までの各期間において、A社から賞与の支払を受け、当該各期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2101005号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2200001号

第1 結論

昭和51年*月から昭和55年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年*月から昭和55年3月まで

私は、母からの勧めもあり、20歳になった昭和51年*月から国民年金に加入し、請求期間に係る国民年金保険料を、郵便局で納付書又は口座振替により納付した。

しかし、国(厚生労働省)の記録では、請求期間に係る国民年金保険料が未納になっているので、調査の上、当該期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

初めて国民年金の加入手続が行われた場合、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出されるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の記号番号は、昭和55年7月21日に払い出されており、請求者の記号番号前後の被保険者の記録から、請求者の国民年金の加入手続は、同年6月頃に行われたと推認でき、昭和51年*月に国民年金の加入手続を行ったとする請求者の主張と符合しない。

また、国民年金法の時効に関する規定により、国民年金保険料を遡って納付することができる期間は2年であることから、前述の国民年金の加入手続時点(昭和55年6月頃)において、請求期間のうち、一部の期間(昭和51年*月分から昭和53年3月分)の国民年金保険料は、時効により納付することができず、その他の期間(昭和53年4月分から昭和55年3月分)の国民年金保険料は、遡って納付することが可能であるが、請求者から請求期間に係る国民年金保険料を過去に遡って納付した旨の主張はない。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求者に対する別の記号番号の払出しが必要となるところ、請求者に対する別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステム等により氏名検索を行ったが、別の記号番号が請求者に払い出された記録は見当たらない。

加えて、A市は、同市において郵便局で国民年金保険料の納付が可能となったのは、昭和63年からであり、請求期間当時、郵便局で国民年金保険料を納付することはできなかった旨回答しており、請求期間の国民年金保険料を郵便局で納付したとする請求者の主張と符合しない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、請求期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100892号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200002号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成28年9月1日から平成29年9月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成28年9月から平成29年8月までは30万円から36万円とする。
上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。
事業主は、請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。
- 2 請求者のA社における平成29年8月10日の標準賞与額を2万円に訂正することが必要である。
平成29年8月10日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。
事業主が請求者に係る平成29年8月10日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。
- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等
氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :
- 2 請求内容の要旨
請 求 期 間 : ① 平成28年4月1日から平成29年12月16日まで
② 平成29年7月又は同年8月
私がA社で勤務した期間のうち、請求期間①に係る標準報酬月額が、給与から控除された厚生年金保険料に見合う標準報酬月額よりも低い額になっている。
また、請求期間②については、A社から賞与の支払を受けたが、標準賞与額の記録がない。
請求期間①及び②について、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①のうち平成28年9月1日から平成29年9月1日までの期間について、請求者から提出された給与支給明細書、普通預金の取引明細証明書、B税務署から提出された確定申告書の写し及びC市から提出された課税証明書から判断すると、請求者が、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える給与の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。
また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定すること

になる。

したがって、請求者の平成 28 年 9 月 1 日から平成 29 年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与支給明細書により確認できる当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間（平成 28 年 4 月から同年 6 月までの期間）の報酬月額から、36 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る平成 28 年 9 月 1 日から平成 29 年 9 月 1 日までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主からは回答が得られないものの、日本年金機構が保管している請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載された報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主から報酬月額をオンライン記録の標準報酬月額に見合う額とする当該届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間①のうち、平成 28 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び平成 29 年 9 月 1 日から同年 12 月 16 日までの期間について、請求者から提出された給与支給明細書及び日本年金機構が保管する請求者の給与支給明細書によると、当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間（平成 27 年 4 月から同年 6 月までの期間及び平成 29 年 4 月から同年 6 月までの期間）の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象には当たらないため、同法による記録の訂正は認められない。

- 2 請求期間②について、請求者から提出された普通預金の取引明細証明書、B 税務署から提出された確定申告書の写し及び C 市から提出された課税証明書から判断すると、請求者は、当該期間に A 社から賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

したがって、請求期間②に係る標準賞与額については、前述の普通預金の取引明細証明書、確定申告書の写し及び課税証明書により推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、2 万円とすることが妥当である。

また、請求期間②に係る賞与支払年月日については、前述の普通預金の取引明細証明書により確認できる賞与の振込日から平成 29 年 8 月 10 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答を得ることができず、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。